日本の薬価制度における新薬の有効性・安全性の評価に関する質問主意書

出者 池 下

提

卓

## 日 本 の薬価制度における新薬の有効性・安全性の評価に関する質問主意書

研究所の報告では、二〇一〇年~二〇二〇年に欧米では承認されたが国内では未承認の新薬は二百六十五品 ある、 ものも百四 目あるが、 られた新薬のうち七十二%に当たり、二〇一六年時点では五十六%であったもの で承認された新薬のうち、 ドラッグ・ 近  $\mathcal{O}$ 年我が国において、 7 ような状況を踏まえ、 ·わゆるドラッグ・ラグや、このうち、 十九品目 そのうち、 口 スが 問題視されている。 (五十六%) 国内で開発を中止、 欧米では承認されているが日本では承認されていない医薬品が発生している事象で 国内で未承認 ドラッグ・ラグやドラッグ・ あり、 医薬産業政策研究所の報告によると、二〇一六年~二〇二〇年に欧米 実に約七割が国内では開発が行われていないと指摘されてい のものは二〇二〇年時点で百七十六品目ある。 中 断 特に日本での開発に着手されていない事象である、 したものは三十三品目(十三%) 口 スを解決する方策として、 の増加 国内 令和 これは、 してい で の開 五. る。 年六月十二日 発 欧米で認 情 また、 報 1 わ が ゆる な 同 8

行

届 策は緊急を要すると考える。 の更なる薬価上の措置」 やかに対策を講ずるべきである」 が迅速に患者に届く環境を整備するためには、これらを大胆に見直すことが必要であり、  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 強化」 基本方針二〇二三(骨太方針) いていない医薬品に対しても、 等を推進するとしていることから、 Þ 「小児用・希少疾病用等の未承認薬の解消に向けた薬事 他方、 としている。 においても、 現行制度を最大限活用することで、 株式会社日本総合研究所の 適切な薬価評価によるドラッグ・ラグ、 また、 「保険収載時を始めとするイノベーションの適切な評価 同年六月十六日に閣議決定された経済財政運営と改革 「非効率な医療の特定とその改善に 少しでも早く患者の元に届くよう、 上 ドラッグ・ の措置と承 また、 現に患者に 口 認審査体 向 ス けた提 の 対 速 制

等、 言 般医薬品として購入可能な薬剤等 では、 医 療制 数兆円にも上る医療費の削 度全体の効率性につい ても再評価を行 の給付 減 可能性が指摘されており、 対象の見直しや、 い 持続可能な医療保険制度において質の高 過剰病床や長期入院 長期収載品の速やかな後発品 重複投 薬 1 残薬 医療を国民  $\mathcal{O}$ 移行  $\mathcal{O}$ 解決

したがって、 次の事項について質問

が受けられるよう検討すべきである。

二〇〇〇年~二〇一〇年代に社会的な問題となったドラッグ・ラグの対策として、国による独立行政法

Þ

創出 進められており、 下させた。 1 は評価できるが、二○一六年以降の薬価制度は度重なるルール変更によって、 口 人医薬品医療機器総合機構 ることは評価できるが、 ス 対応としてP ・適応外薬解消等促進加算を設ける等の薬価制度の支援等が行われ、 現在、 更に、 厚生労働省内の複数の会議体において薬事 M D A O 令和六年度厚生労働省 薬価制度については、 体制整備の新規予算が記載され、 (以下「PMDA」という。) の体制整備等の薬事審査制度への支援や、 の概算要求では、 日本の 医薬品市場に必要な医薬品が導入されるよう、 薬事 制度と薬価制 小児・希少疾病用医薬品等 制度の課題 一定程度の解消に貢献したこと 度の 透明性・予見性を著しく低 0 両方の改革に向 取 組 が 行われようとして のドラッグ・ けた議 論 革 が

5 整 新的、 + 日 な医 引き続き中医協で具体的  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 中 年 設定及び 位薬品 度 央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。  $\mathcal{O}$ 薬価 の新規技術 発売後 改定に向  $\mathcal{O}$ 薬 (モダリティ) 価 けて、 に 維持に対する · 議 論が進むことを期待しているが、 医薬品 を適切に評価する制度が必要であると考える。二〇二三年十一月 承 認時 「共連れ」  $\mathcal{O}$ 初 期 等 の 価 )薬価専門部会において示されているものの、 格に対する 課題につい 特に医薬品 「有用は て検討することが重要であることか 性 加 逐彩語時 算 لح の初期価 外国 平 格設定につ 均 価 格 調

1

政府が持つ課題意識を伺う。

れ 薬品 れてい に 拠とされていないデー れ るものであるため、 本として判断されるが、 な ないデータ」、 ついては、 有識者検討会報告書における現行の薬価算定基準における医薬品の評価については、  $\mathcal{O}$ 有 る。 具体的 用性に係る情報のうち、 補正 薬機法に基づく製造販売承認に係る審査報告書で評価された臨床試験成績における評価 に 加算 には、 「審査報告書に記 は 「品質・ P 介護 タ 当該報告書は  $\overline{M}$ などについては、 負 D 有効性 担 A が の軽減や治療による生活の質向 審査 作成 載 品質、 報告書では評価されてい した審査報告書を基に算定されると承知してい が 安全性を判断するために必要ではないことから審査報告書に あっても、 結果的 有効性及び安全性を確認。 に補 主要評価項目以外のデータ等であって有る 正加算 な 上など医薬品 O判断に使用されない 1 事 項 は、 評 価 実際的 Ļ  $\mathcal{O}$ 有用 薬事 性 には は多様で るが、 傾 承認 薬 向 補 価 があ の可 そ であ に直 用 正 否を判 加算の る。 性評  $\mathcal{O}$ 接 結 り、 記 反 価 適 とさ 映 審査 載さ 断 を基  $\mathcal{O}$ É 医 根 す 用

三 報告書 算率の大きさで算定している。 性 我 安全性に が  $\mathcal{O}$ 玉 みならず新たな評価対応が必要だと考えるが、 に に お 関 け る現行 類似  $\mathcal{O}$ 薬等との 薬価 制 度では、 「 医 比 |療用| 較、 医薬品 治療 医薬品 方法 の薬価基準収載時の加算の定量的評価  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 画 改善、 期 政 性 府 加 製剤 算  $\mathcal{O}$ 見解を伺う。  $\mathcal{O}$ 有 Ĭ 用 夫に 性 加 . つ 算 V は て評 作 価 崩 機 の方法等について」 序 加  $\mathcal{O}$ 算 新  $\mathcal{O}$ 規性 有 無及び や有情 加 効

は、 で、 て — て用いることで要件を細分化 基準における画 (平成二十六年五月九日付厚生労働省医政局経済課事務連絡) 2 層の透明化を推進する観点で、厚生労働科学研究費補助金 細分化された要件のうち、 2 高 1 有効性 [期性及び有用性加 ·安全性 は 加算要件 算 ポ \_ の加算率 a イント ・ランダム化比較臨床試 ( <sub>□</sub> 制にして積み上げる方法になってい の定量的算出法に係る研究」 0) 「②類似薬に比した高 が発出された以降は、 験による」 (厚生労働科学特別研究事業) ` V 有用 (成川衛) b ると承知してい 性又は安全性」 その他、 加算率の根拠につい の報告書を参考とし 客観 「薬価質 に 性 及び お 他方 算定 1 信 7

究技術 は、 こと、 され 保された方法」 てい ランダ 倫  $\mathcal{O}$ る。 発 理 前 展 A 化 に実現 そのような製品では、 も目覚ましく、 が 比 較 適用された医薬品 試 が 難し 験を実施できな いこと等 遺伝子治療、 投与方法が複雑 0 は非常に少なく、 理 V 医薬品 由 より、 細 胞 治  $\mathcal{O}$ ランダ 価 療とい 格 であること、 その 評 ム化比 った従前 価を行うに当たり、 適 用根拠 |較試 対象とする疾患が  $\mathcal{O}$ 験を実施することができな は 医 不明 薬品 とは異なる製品 確 である。 工 ビデンスの一つとしてネ 重篤 近 が患者が 年 が開 は、 数 医 発 が 薬 実用 品品 海 少 な  $\mathcal{O}$ 研 化

トワ

クメタアナリシス

N M A

やマ

ッチング調整間接比較

 $\widehat{\mathbf{M}}$ 

A I C

といった間接比較試

験

の手法

頼

性

が

確

保された方法による」

(いずれか一つ) とされてい

、るが、

b

その

他、

客観

性及び

信

頼

性

が

確

グ を用いており、 薬価算定時の有効性・安全性の評価 口 スの解消 間接比較に関するガイドラインも作成されている。以上のようにドラッグ・ラグやドラッ の観点でも、 ランダム化比較試験ができない革新的な技術により創製された医薬品 には間接比較のデータも積極的に活用して、 有用性. 加算 に 翼  $\mathcal{O}$ 

評価

を適切に行うべきと考えるが、

政府の見解を伺う。

兀 度の 当性について、 に適用する場合には、 が あると承知してい 必要と考える。 1 研究が ずれ の統計学的手法を用いるにしても、 行われてい 判断 、るが、 間接比較デー  $\mathcal{O}$ ランダム化比 ると承知しているが、 具体的な基準を明示する必要がある。 薬価算定において、 タを「b 較試験以外の客観性及び信頼性が ・その他、 早急に基準を記載したガイドラインを作成し、 客観性及び信頼性が満たされていると判断する具体的 その客観性及び信頼性が確保された方法であることが肝要で 客観性及び信頼性が確保された方法による」 すでに厚生労働科学特別研究事業にて薬価 確保された方法による加算要件 速やか 加 に実運 算評 な基準  $\mathcal{O}$ 該 価 制

1 ては、 二〇二三年七月五 日本における早期上市で革新性や有用性が十分に評価されない可能性があり、 日 の中 医協薬価 専門部会にて、 製薬業界団 体が、 国内に適切 な比 「較薬が 欧米並みの な 、新薬に 薬価を

五.

用すべきと考えるが、

政府の見解を伺う。

ツグ・ らない。 に、 あるため、これらの医薬品 在ドラッグ・ラグやドラッグ・ロスを生じている新規モダリティ医薬品は、 入を促すためには、 目指すため、 ッグ・ロスを生じる根本的な問題である。 現行の薬価制度では、 口 スへ 既に生じているドラッグ・ラグやドラッグ・ 欧米での上市を待ち、 の懸念を払拭するためには、 中医協で議論されている迅速導入加算が有効であると考えられる。 外国の医薬品価格と比べて安い算定傾向にあることが、ドラッグ・ラグやドラ の国内開発をすぐに開始しても迅速導入加算の対象とならず、 外国平均価格の調整を待たざるを得ないとの指摘を行っているよう これから国際的な臨床試験を計画する医薬品 新規モダリティ医薬品を対象として、 口 スの解消及び将来生じ得るドラッグ・ラグやドラ 既に海外で発売又は開 海外との薬価差を埋める しかしながら、 の国内への 問題解決には至 )早期導 発中で 現

右質問する。

外国平均価格

調整の適用範囲の拡大等が必要と考えるが、

政府の見解を伺う。